

小中学校情報機器整備事業に係る各種計画

令和7年3月

添田町

(別添 1)

【添田町】
端末整備・更新計画

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 児童生徒数	502	459	444	420	376
② 予備機を含む 整備上限台数	577	527	510	483	432
③ 整備台数 (予備機除く)	502	0	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	502	0	0	0	0
⑤ 累積更新率	100%	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	75	0	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	75	0	0	0	0
⑧ 予備機整備率	15%	0%	0%	0%	0%

※ 1 ～ 8 は未到達年度等にあつては推定値

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 2 年度 GIGA 第 1 期で整備した 702 台の端末について、令和 7 年度に児童生徒用 502 台、予備機 75 台の計 577 台を更新します

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

令和 2 年度に導入した 702 台の端末については、使用可能な端末については、学校支援員等の業務端末としての活用や、オンラインによる授業配信を行う際の補助端末として活用するなど学校の要望を確認し、活用します。

また、再使用等できない端末は、小型家電リサイクル法の認定事業者により再使用・再資源化を委託します。

○端末データの消去方法

・自治体の職員が行う

○スケジュール (予定)

・令和 8 年 4 月 新規購入端末の使用開始 (令和 7 年度購入)

・令和 8 年 6 月 処分事業者 選定

・令和 8 年 8 月 使用済み端末の事業者への引き渡し

(別添 2)

【添田町】
ネットワーク整備計画

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合	100	100	100	100	100
アセスメントの実施有無	整備	無	無	無	無
(アセスメントにより明らかとなった課題) 令和 7 年度において、整備の結果により、十分なネットワーク速度が確保できない場合は、十分な通信帯域を確保します。 (備考) 令和 7 年度に新小学校・中学校の開校に伴い、新校舎のネットワークを整備					

(別添 3)

【添田町】
校務DX計画

添田町の校務環境については、文部科学省が打ち出した「GIGAスクール構想」により、新たな学習系ネットワークや学習用端末を令和2年度に導入した。これらのICT環境の変化に加え、令和7年度の統合小学校の開校に伴い、新校舎でのICT環境の最適化を目指す。

・学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、業務内容・範囲や役割分担が定義されず、学校毎に異なる業務について、教職員の業務負担やセキュリティリスクの増大につながっている。このため統合型校務支援システムを構築することにより、情報を一元管理し、教職員の業務の効率化や教育の質の維持向上を目的とする。

・本事業を構成するサーバーについて、コストの効率性・セキュリティ水準・技術革新対応力・柔軟性・耐災害性を含む可用性に優れたデータセンターに構築し、これらのサーバーをクラウドサービスとして使用することにより、一元管理する情報のセキュリティ及び耐災害性の向上を目的とする。

・本事業を構成するサーバーを除く機器について、サービスとして使用することにより、セキュリティを維持しながらもコスト削減や教職員・生徒の利便性の向上を目的とする。

(別添4)

【添田町】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

様々な分野においてデジタル化、オンライン化が発展した現代社会の中で、教育分野においてもこれまでの一斉学習を中心とした教育から個に応じた教育へと転換を迎えている。

本町では「令和6年度 添田町の教育施策」に示している通り、「誰もが学習やスポーツ活動、芸術文化活動に親しめる環境と機会の充実」を基本方針の一つとして定め、教育内容、教育環境の整備に取り組んできた。引き続き整備に取り組むとともに、ICTを効果的に活用することで多様なニーズを持つ子供たちに「個別最適な学び」の機会を提供し、生きる力を支える「知・徳・体」を備えた人間形成を目指す学校教育の実現を図る。

2. GIGA第1期の総括

- ・令和2年度
町内小中学校児童・生徒用タブレット端末の整備（702台）
- ・令和3年度
ICT支援員の配置
町内小中学校のネットワーク環境整備
- ・令和4年度
タブレット用学習ソフトの導入

本町では上記の取組を行ってきており、現在もICT環境の充実に向けた取組を行っている。

3. 1人1台端末の利活用方法

端末の整備・更新により引き続き1人1台端末の環境を維持することを前提として以下の通り利活用を推進する。

(1) 1人1台端末の積極的活用

児童生徒において、授業ではほぼ毎日端末を活用している。教職員においても、授業での端末及び電子黒板を用い、デジタル教科書を積極的に活用している。

また、持ち帰り学習はあまり定着していないため、全学年の端末持ち帰りの定着化を目指す。

(2) 個別最適・共同的な学びの充実

1人1台端末を利活用し学習課題に取り組むことで、児童生徒一人ひとりの教育ニーズに

合わせた個別最適な学びの充実を図る。

また、児童生徒が自身の考えをまとめ発表する場面や、児童生徒同士が共同でやりとりを行うなどの授業場面において、端末を情報集約、交流ツールとして活用することを勧め、共同的な学びの充実を図る。

（３）学びの保障

多様なニーズを持った児童生徒たちを誰一人取り残すことのないよう、不登校や特別支援、日本語指導など、様々な場面で端末を活用できるような仕組みを検討する。